

Title	中世後期地域権力論研究の視角
Author	古野, 貢
Citation	市大日本史. 6 卷, p.107-121.
Issue Date	2003-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

中世後期地域権力論研究の視角

古野 貢

はじめに

本稿は、室町期から戦国期にかけての社会構造の変質を、地域権力の展開と変質から捉え直すという問題意識のもと、特に政治史的観点から現在までの研究動向を整理し、そこから導かれる課題について、若干の検討を加えようとするものである。

このような目的意識のもとで検討を加える上で、以下の視角が重要であると考える。それは①室町幕府―守護体制の展開と変質をどのように評価するか、②守護細川氏権力をどう評価するか、③当該期の政治的社会構造の変質のなかでの地域秩序の形成と展開をいかに評価するか、である。社会構造の変質を前提に、各地域における支配構造の変質を検討するという点からすれば、①②の議論を前提として、③を検討すべきであると考えられるので、本稿では室町幕府―守護体制をめぐる議論と、細川氏権力をめぐる議論を中心に整理をし、そのうえで地域秩序の形成と展開にかかわる点について言及することにしている。こうした整理は、筆者が当該期の社会構造を理解する上で、「室町

幕府―守護体制」を政治的社会的な前提とすることによる。この概念の出現と、その後の研究史的展開については後述するが、現段階においてこの室町幕府―守護体制が、室町期から戦国期（一五世紀から一六世紀）段階の社会構造を理解する上で基軸とすべき概念であることは間違いない。当該期における社会構造を考えるためには、この制度下において重要な役割を果たした勢力の権力構造分析と、制度・権力により形成・展開された秩序について考察する必要がある。

一方、細川氏権力を扱う点については説明が必要であろう。細川氏は南北朝期以降、室町幕府のなかでは管領に就職する一方で、守護として分国を統治していた。これは幕府権力の内部にあって国政に携わる国家的権力の一翼を担うと同時に、分国における地域権力者としての顔を併せ持っていたことを意味する。細川氏は、いわば幕府権力への求心性と、各分国・地域における自立性といった、相反する当該期の社会構造―これが室町幕府―守護体制の本質であると考えられる―を体現した勢力であったのである。

さらに付言すれば、とくに意識しておきたいのは、室町幕府―守護体制における守護権力の位置づけである。詳細は後段に譲るが、近年

の中世後期を時期的対象として論じた論考においては、室町幕府や將軍權力に対して関心が集中している傾向がある。一方、守護權力など、地域諸勢力を論じたものにおいては、地域社会論の盛行以降、「上から」か「下から」か、もしくは「中央」か「地方」かといった二者択一的な理解に対し、これらを統合し、相互補完的な理解を促すことを前提とした検討が求められている。^② 守護細川氏を扱うことで、「室町幕府」(中央)による「守護分国」(地方)支配の展開と変質、室町幕府や守護などの「上から」の支配に対する在地勢力による「下から」の対応といった動向を、当該期の社会構造の展開と変質に位置づけることが可能となる。その意味でこの視角は本稿に継承できると考えられるが、いまだこうした視角からの整理は充分に進んでいないのが現状ではないだろうか。

そこでこうした研究動向を踏まえつつ、中世後期の地域権力論研究における現在の論点の提示を目指し、研究史の整理から論をすすめることとする。

第一章 室町幕府—守護体制をめぐって

さきに述べたとおり、中世後期の社会構造を理解するために、もっとも基軸とすべき概念は室町幕府—守護体制である。本章では、この体制概念の成立と、その後の展開を整理し、課題を提示したい。

一、室町幕府—守護体制論の確立

まず室町幕府—守護体制の前提として、守護領国論があげられる。周知の通り、守護領国制は、武家勢力による荘園侵略と守護への被官化をシエーマとして中世後期社会を把握しようとするものであり、一九五〇年代まで通説の位置にあった。中世後期をこのように捉えることを決定づけたのは石母田正氏の『中世的世界の形成』^③である。ここで石母田氏は、地域的封建制の担い手として、守護の持つ独自の機能を指摘した。守護が地域権力であることが強調され、中世後期社会を構造的に把握する視角が提起されたという意味で非常に重要である。

しかし六〇年代以降、將軍權力や荘園制、国人研究の進展にともない、守護領国論は様々な批判をうけることになった。佐藤進一氏は、『室町幕府論』^④のなかで、守護領国論では埋没していた將軍權力に着目し、室町幕府における求心力の源泉となる將軍權力の軍事的・経済的な独自の基盤を分析した。ここでは將軍權力の二元制(主従制的支配権と統治権的支配権)が明示され、守護支配もその中へ位置づけられ、衆議の尊重が指摘された。また黒川直則氏は守護權力が荘園制と妥協・共存して存在した側面を指摘した。^⑤ こうした研究によって、これまでの研究が守護が保持していた権限を過大評価し、特に荘園制・寺社本所勢力との対立点を強調しすぎていたことが明らかにされた。さらに国人領主制こそが室町期の基本的な領主制であるとする永原慶二氏の研究の登場以降、領主制論の立場から中世後期社会を捉えようとする研究潮流は、守護領国制から国人領主制へ重点が移ることにな

る。その他国衙機構との関係、公田体制、分郡守護などを扱った研究からも、守護領国制論の限界が指摘されることとなった。但し佐藤氏の議論は、義満期から義政期まで幕府支配のあり方は共通（管領・重臣會議がその中間項となつて將軍と大名の均衡関係が保たれていた）であつたと評価するなど、幕府論を將軍権力論へ矮小化し、各將軍の段階差や特質など、内部構造を明らかにしえなかつた点に課題が残つた。

こうした状況の中で守護の役割・機能を重視し、新たな体制概念として「室町幕府―守護体制」を提示したのが田沼睦氏⁶である。田沼氏は佐藤氏の室町幕府論と、永原氏の大名領国制論を踏まえつつ、室町幕府―守護体制という概念によつて中世後期社会の全国的構造を明らかにしようとした。その内容は、守護・國人論と幕府論との結合を意図し、幕府権力の体制変化を論じたものであつた。特に応永二五年以後に合議制的方向が決定され、衆議が尊重されるようになった義持期と、その幕府―守護体制から専制体制に変質させた義教期を画期として指摘した。そして義教期以後の將軍権力は、有力守護を排除し、直轄軍と官僚機構に立脚しようとし、幕府権力は地域権力化の方向へ進むと論じた。田沼氏は守護や國人を幕府論に関連づけようとし、特に守護を幕府―守護体制を支える中核として評価し、権力構造論として理解しようとした。しかしながら室町期の武家権力の構造的特質（たとえば幕府権力と守護権力の強い結合など）の解明は不十分であつたといわざるをえない。また幕府権力と將軍権力をほぼ同一視して捉え

ている点にも問題が残る。

一方、田沼説を継承しつつ、制度史的な立場から守護領国制論を説いたのが今谷明氏⁷である。今谷氏によれば、室町期の政治とは衆議治定・辺境分治・遠国融和で表現される宿老政治であり、これが義教期に破綻する。その後これを原因として起こされた嘉吉の乱の後も宿老政治を復活させる事はできず、側近勢力の台頭という現象が起こつた。この今谷氏の理解は、宿老による衆議治定が室町幕府の本質であるとするとともに特色がある。これは守護権力を室町幕府論に組み込む方向性を有していると考えられるが、こうした理解では逆に將軍権力の位置づけが不分明になるという課題が残る。

こうした研究においては、たとえば將軍義教権力は衆議治定からの逸脱か、そうでないか（義満・義持期との共通性など）というように、幕府の本質は衆議治定か、將軍と諸大名との権力的均衡関係かといった議論に収斂する傾向がある。これは室町幕府の意志決定のされ方からみた、室町幕府―守護体制の特質解明と評価することができる。大名衆議は將軍による諮問機関として機能し、將軍の意志（上意）が安定的に確保・実現されるために諸大名の意向をくみ取る装置であつた。しかしこうした理解で示されているのは一五世紀中葉までの状況であり、以後の室町幕府―守護体制の特質については新たな整理が必要と考える。つまり、一五世紀から一六世紀にかけて、室町幕府―守護体制はどのように展開し、変質、崩壊に向かうのか、次節ではこの段階の室町幕府―守護体制に関する研究に触れていくこととする。

二、戦国期段階の室町幕府―守護体制研究

戦国期段階での幕府―守護体制論の展開へ目を移してみると、佐藤氏、今谷氏は、將軍権力が畿内周辺の地域権力化することの理解から、権力構造の変質を問題にしている。佐藤氏の整理は將軍直臣団の特権化と全国武士への影響力低下・大名の自立化の進展と諸国武士の大名への被官化というものであり、今谷氏の整理は、特に明応政変以降の室町幕府を畿内政権と位置づけ、細川氏が京兆家を中心に自らの分國を基盤に幕府諸機関を縮小しつつ継承し、実質的に統括したとする「京兆專制論」にまとめられる。これらに対しては、①戦国大名研究と有機的な連関が果たされていない、②將軍や側近を含む幕府権力は、細川京兆家に対して相対的に独自に機能していた、との批判が出されている。

今岡典和・川岡勉・矢田俊文の三氏は、①に関連して、幕府―守護体制は戦国期にも存続し、戦国期における幕府―守護体制を、戦国期幕府、戦国期守護として評価すべきであると指摘している。もっともこうした戦国期守護理解に対しても強い批判があり、たとえば家永遵嗣氏は、戦国期の將軍、守護権力の影響は権力支配の枠組みを意味する「体制」(強制的に従わせる強制力)ではなく、自発的に自己の意志を留保して上位者の意向に従うようにさせる秩序・関係性の構造である「権威」として論理化すべきと主張している。

こうしたなか、幕府―守護体制を、戦国期における中央と地方との関連として整理したのが百瀬今朝雄氏である。百瀬氏は、応仁・文明

期の東西幕府の成立を、戦国期の二人の將軍が並立する構造の原型と評価し、明応政変が、下から作り出される形で分裂が起こる時代への移行の画期であり、また將軍奉公衆が義材系と義澄系に分裂したことが、大名の自立化を阻止する室町幕府の基盤の崩壊を導く、と指摘した。この將軍奉公衆の分裂が幕府の基盤の崩壊を導くとした点は、先の②と関連し、將軍権力が戦国期になってもなお、細川京兆家に対して一定の独自性を維持していたことを示している。さらに後者の点と関連して、石田晴男氏の「室町幕府・守護・国人体制」論をあげることができよう。石田氏はとくに国人の性格規定について検討し、史料上の「国人」は將軍と主従的に結合する「御家人」であって、守護内衆ではない。また守護だけではなく、国人による一揆も、幕府による所務遵行システムとして機能するものであって、戦国期においても室町期的支配構造は在地の政治対立と連動する、と整理した。石田氏の理解は、国人が幕府により、身分・所領を保証されていることから、国人は幕府の分裂に連動するというものであったが、中央での政治対立が地方のそれを規制するとの印象を招いたことで、中央と地方が政治的社会構造上連動しているという論点が背景に退いてしまったことは、研究史的に惜しまれる。室町幕府による地域支配において、守護に接合せず、幕府の意志を地方へ貫徹させる存在として国人を想定したことは、室町幕府―守護体制の制度的側面から守護権力を捨象する印象を与えると評価され、この室町幕府・守護・国人体制論が新たな社会体制概念として定着することを拒んでいる。

さらに室町幕府―守護体制に関わる重要な論者として設楽薫氏⁹、家永遵嗣氏¹⁰をあげる必要がある。設楽氏は百瀬氏の指摘を継承し、先の②の論点、つまり戦国期における室町將軍の自立性を追究し続けている。しかし氏の検討は、室町幕府―守護体制という社会構造そのものは主たる論点とせず、將軍権力の自立的側面についての綿密な実証を行うところに特色がある。また家永氏は応仁文明期からの大名（ここではすでに幕府―守護体制の制度的側面は捨象され、大名権力として諸勢力が把握されている）の提携の傾向をみるなかで、「体制」内部での同盟である「一揆」から、「体制」外部に開いた攻守同盟への移行を指摘することができるとしている。そしてその移行の動因は内衆同士のネットワークであり、これは在地的国人層のネットワークへも接続可能なものと整理されている。

すなわち、百瀬氏以降の研究では、応仁文明期における東西兩陣營の形成が、その後の幕府―守護体制、ひいては社会構造上の動向を左右した。そしてその過程で、社会構造そのものよりは將軍権力の自立性や、地域権力の質的転化（守護権力から戦国大名権力へ、など）が追求されてきた、とまとめることができる。そしてこのあり方の再編の起点として明応政変が置かれている。この政変以降、諸権力は幕府―守護体制の枠組みからはずれ、戦国期における大名権力の出現を招来した、と理解することができるのである。

こうした室町幕府―守護体制の戦国期的展開に対し、制度史的に幕府や守護が保持していた機能に焦点をあてて論じたのが川岡勉氏¹¹であ

る。川岡氏は、南北朝期の内乱状態の克服過程に形成された室町幕府を、將軍権力（上意）と管領を筆頭とする守護家集団（衆議）の複合体と定義し、上意を中核に有力守護（衆議）が結集することで武家政権の安定が確保されたとした。そしてこれこそが室町幕府―守護体制の構造的特質であると評価し、この構造は、嘉吉期以前までは守護在京制により維持されていたとした。すなわち、室町幕府―守護体制の本質とは、「天下成敗権」を將軍が掌握し、「国成敗権」を守護が掌握、そしてこの両者が重層的に結合、あるいは相互補完することで地域支配が貫徹するということであるとされた。こうしたありようは嘉吉の乱を契機とする上意の喪失により、幕府―守護体制の変質を招来することになる。そして戦国期になると国成敗権の地域的展開（各地域により、展開の仕方は様々）がすすみ、幕府―守護体制への依存は弱まってゆくとした。しかしこの段階に至っても、やはり国成敗権確保の最有力者は守護であるとしている。そして領主権の拡大から分国支配の形成を説明する従来の理解は妥当性を欠くとし、戦国大名は守護が所持していた国成敗権を継承し、地域状況にあわせて再編した権力であり、これは諸勢力の家格意識に支えられて維持された、と評価した。

川岡氏のこうした理解は、一五世紀段階までは室町幕府―守護体制が社会構造の基盤として機能していた事を提示したものである。さらに一六世紀以降、国成敗権の地域的展開が戦国期権力のあり方の中で再編されたとの見通しも述べられており、室町幕府―守護体制の確立と、その後の変質・展開についての理解の現在の水準であると評価で

きる。

三、課題の提示(一)

以上、本章では室町幕府―守護体制をめぐる言説について整理をしてきた。そこから導かれる課題を整理しつつまとめおく。

まず第一に、室町幕府の構造、あるいは守護権力の構造についてはそれぞれ検討がなされているものの、室町幕府―守護体制の成立・展開・崩壊については、視角が限定されているという点である。すなわち現段階の主たる議論の中心は、室町幕府の内部構造研究(たとえば設楽氏や山田康弘氏による將軍権力研究など)である。こうした研究は従来戦国期における將軍権力が不当に低く評価されていた状況を克服し、新たな戦国期像を描出したという意味では重要な研究といえる。しかしながら中世後期社会を規定してきた支配構造としての室町幕府―守護体制をどう理解するか、という視角については捨象されていると言わざるをえない。

またこの点に応えようとしている川岡氏においても、具体的な検討は一五世紀段階までにとどまっている。川岡氏は戦国期(ここでは一六世紀中葉以降)まで幕府―守護体制が存続するとの見通しを示しているが、たとえば「国成敗権」の所持・分有に規定されない地域権力の存在について、また「天下成敗権」、「国成敗権」はそのまま統一権力、地域支配権力に留保されるのか、などの疑問が生じる。私見では、室町幕府―守護体制が社会体制として存在するのは、一六世紀始め頃

までと考えている。それは川岡氏のいう「天下成敗権」、「国成敗権」の所持、分有が幕府―守護体制維持のメルクマールとされるならば、こうした「権」が幕府―守護体制にあって果たした固有の役割・機能の確定と、その後の変質などについて詳細に検討した結果である必要があると考えるからである。また仮にこうした「権」が一六世紀中葉まで残っていたとしても、それが果たして室町幕府―守護体制のもとで機能した「権」と同じものであるのか、こうした点についてさらに議論の余地を残しているといえよう。

第二に体制の画期をどこに置くか、という問題である。かつて今岡・川岡・矢田の三氏は戦国期を理解するために、一五世紀中葉と、一六世紀中葉に画期を置いた。前者は室町幕府―守護体制の制度的変質の時期として、後者は戦国期権力の戦国の画期としてである。しかし筆者は、一五世紀中葉の上意の喪失に起因して、幕府―守護体制が変質を余儀なくされた結果、細川氏が一守護権力から室町幕府権力を代替、もしくは自立する権力として台頭・成立し、幕府―守護体制を崩壊に導く時期は、一五世紀と一六世紀の境目頃と想定する。この時期を社会構造の實質的転回を導く画期として新たに想定する必要があるのではないだろうか。室町幕府―守護体制を、中世後期の社会構造を説明するときの概念として置いたとき、その制度的側面と実体的側面の両方から検証し、いかに整合的に理解するかが必要とされる。

第三に、室町幕府―守護体制論と、戦国大名論という、時期的に連続する二つの権力構造を表現する概念の間をつなぐ論理が提示されて

いないという点である。幕府―守護体制の変質・崩壊過程と、戦国期への転回をどう整合的に理解するかが問われる必要がある。これは戦国期における統一的な社会構造論、ないしは権力編成論がいまだ確立されていないという研究史上の課題に関わる問題である。

以上の各点については、以下に示す検討作業によって、いくらかの進展が見いだせるのではないか。

すなわち、①室町幕府―守護体制における將軍権力の自立性の研究と同様、守護の地域権力としての独自の役割の検討、②一五世紀中葉の幕府―守護体制の画期と一六世紀中葉の戦国期権力の画期を、幕府―守護体制の変質・解体過程として読み直すこと、③室町幕府―守護体制と戦国大名権力が並存する時期と環境（幕府内、守護分国）における地域権力としての相互関係の検討、などである。

こうした点からの検討に、守護細川氏権力とその分国支配を素材として扱う意味の一つがあると考えられる。次章では細川氏権力やその分国支配について、これまでいかなる検討がなされてきたのか、研究史を整理しつつ若干の視角の提示を試みる。

第二章 細川氏権力をめぐって

細川氏は、室町幕府―守護体制をその確立期より支え、維持してきた有力守護であり、最終的には幕府―守護体制の変質、解体を導いた。幕府―守護体制が、幕府と守護による相互補完的な関係により維持さ

れていたことを想起すれば、細川氏は一族内でそのあり方を体現していた。すなわち細川氏は京兆家をはじめとして幕政に関わる一方、庶流守護家は各分国で守護として分国支配に携わっていたので、当該期の社会構造を検討する上でもっとも適している素材の一つであるといえよう。

一、細川氏研究について

細川氏についての本格的検討は、小川信^⑦氏の仕事をもって嚆矢としなければならぬ。小川氏は、南北朝期からの足利一門守護として、斯波氏、畠山氏とともに細川氏を取り上げ、室町幕府において主要な位置を占めるに至った経緯や背景について、史料を博搜して検討している。そして南北朝初期段階で幕府（將軍家）が尊氏派と直義派という二元的様相を呈したとき、これを支えた近臣団も同族内で同様に二分し、それぞれが存立するための抗争が激化した。そのなかで、後の將軍義満を後見した頼之が幕府執事となって、幕政に重きをなす段階に至り、細川氏は將軍家の一元化の確立とともに一族として幕府を支える有力守護としての地位を不動のものとした、と評価している。

こうした小川氏の理解は、その後細川氏が戦国期まで一貫して室町幕府―守護体制を支える有力守護としての地位を失わなかった状態を説明する、「細川氏同族連合体制」という概念を生んだ。この細川氏同族連合体制とは、室町幕府管領に就任する惣領家（のちに官の唐名を取って京兆家と呼称される）を中心・核として、これに庶流守護家

(阿波など細川氏の分国守護に就任する)や京兆家庶流(典厩家・野洲家)が連合し、幕府内における細川一族の地位を保全しようとする体制、と説明されている。こうしたあり方は、他の有力守護と異なり、細川氏が幕府内において継続的に勢力維持を果たした要因として評価される。すなわち南北朝期以降、室町前期までに「細川氏同族連合体制」が確立し、この体制の維持が細川氏の幕府内における地位安定と、その後の幕府権力の実質的保持につながると評価されたのである。

しかしながら小川氏の細川氏権力の検討は、実は具体的には室町前期までにとどまっており、同族連合体制が維持・継続されることが、一五、一六世紀段階の幕府内における細川氏権力の「専制化」を招来したという理解は、見通しとして提示されているにすぎない。

一方室町幕府権力の戦国期における存続を、細川氏による「京兆専制」として評価したのが今谷明氏である。今谷氏は明応政変以降の室町幕府を畿内政権と位置づけたうえで、細川氏は自らの畿内分国を基盤に、幕府諸機関を縮小しながら継承し、官制上は将軍を擁立しながら、実質は細川京兆家が幕府諸機関を総覧・指揮して統括していたとし、細川氏が畿内政権化した室町幕府の実質的統治者であると評価した。

細川氏権力の室町幕府内における位置づけをめぐることは、おおむね小川・今谷両氏の検討によって、南北朝期以降、細川氏は同族連合体制を形成してこれを維持してきたが、戦国期段階に至ってこの体制が

変質し、畿内政権化する過程で、幕府内において専制化を進めていったとの評価がなされてきたといえる。

また細川氏権力をその内部の基盤から検討したものとして、横尾国和氏^⑩による内衆研究があげられる。横尾氏は特に政元権力を支えた構成員である内衆に注目し、その構成員の個別の展開過程を論じた。しかし政元権力の構造そのものを提示するものではなかった。

こうしたなか、今谷氏の「京兆専制」論には多くの批判が出されてきた。先にも触れたように、その代表的なものは以下の二点である。一つは戦国大名研究との有機的連関が果たされていないというものであり、これは畿内社会構造をどのように理解するか、という問題にも関連する。もう一点は室町将軍や將軍側近など、戦国期に至っても幕府は独自に機能していたのであり、細川氏権力と幕府権力を別個に取り扱う必要があるというものである。この点については、今谷氏が用いた制度史的検討手法―特に文書発給からみた―についても、他の有力守護について同様の検討を行うと、この時期の細川氏を専制的な権力として認定することはできないとする批判も含まれよう。

末柄豊氏^⑪は、まず第一の点にかかわって今谷氏の「京兆専制」論批判をおこなった。それによれば、細川京兆家は、幕政における基盤強化のために守護職確保を求め、庶流守護家との結合を強化した。細川氏同族連合体制とは京兆家による庶流守護家統制であり、その紐帯として内衆を機能させたとした。ところが応仁文明の乱以降、守護職確保をめぐる庶流守護家との結合の契機が喪失し、同族連合体制は崩壊

した。そして京兆家によるこうした状況への対処が畿内「専制化」であるとした。すなわち京兆家の畿内支配は、幕府内における専制化を目標したのではなく、幕府から相対的に自立した一元的地域支配を志向した畿内領国化の過程と評価したのである。

この末柄氏の今谷批判は、戦国期段階における畿内の支配状況をどう理解するかという意味において、室町幕府権力と細川氏権力との評価をめぐる、先の第二の論点に連動する道をひらいた。しかしその一方、細川氏権力を京兆家内衆による庶流守護家統制とし、同族内の、いわば閉じられた動向からの分析となっている。この検討からは、庶流守護分国それぞれの地域の個別状況は捨象され、その後(戦国末期)への展開も不明となってしまっている。

こうした庶流分国についての個別的支配状況のあり方や、戦国期への展開を批判的に継承するものとして、庶流守護分国の状況を個別に分析した研究が出てきている。岡田謙一氏は、いまだ不分明な部分も多い和泉守護細川氏の人名比定を通じ、畠山氏や他の諸勢力との相克とのなかで展開した戦国期の状況を明らかにしつつある。一方山下知之氏は阿波守護細川氏を中心とした分析から、末柄氏の同族連合体制に対する評価を批判し、この体制は応仁文明の乱以降も存続するとして、たうで、京兆家と庶流守護家は相互補完関係にあったと評価した。また筆者も備中守護細川氏を対象とし、庶流分国における支配構造の変質を検討するなかで、室町幕府―守護体制の変質を見通そうとした。

二、課題の提示 (二)

以上のような研究動向を整理すると、いくつかの課題が浮かび上がってくる。

まず第一に、細川京兆家の評価についてである。これは室町幕府内の位置、評価をめぐる、特に明応期以降を中心に、「専制化」か「自立化」か、という点で議論が進んできている。しかし、明応政変以降、細川京兆家の「権力」としての確立を社会構造のなかにいかに位置づけるかについては、なお慎重な検討が必要である。室町幕府―守護体制という室町期を通じて維持されてきた国制と、細川京兆家による畿内権力化という現実のあり方がすれちがったまま議論が進んでいるように感じられる。一五世紀と一六世紀の端境期に、社会構造上の転回の画期を置くとするならば、政元権力段階以降の、いわゆる「細川京兆家」権力をいかに評価するかは、室町幕府―守護体制の変質を考える上でもっとも重要な論点であるといえよう。

第二に守護細川氏の各分国については、守護の人名比定や権力構造の分析を通じて検討が進められてきた。しかしここでは検討対象となる分国に偏りが生じていることに問題がある。先に挙げた諸研究はいずれも庶流守護の分国についての検討である。室町幕府―守護体制のなかに細川氏権力を位置づける、また「京兆専制」論を有機的に展開するという意味においては、京兆家が領掌する畿内分国(特に摂津)の検討が不可欠であるが、こうした点からの検討については、今谷氏以降、積極的になされていないのが現状である。

第三に室町幕府―守護体制の展開過程を規定するという視角から細川氏権力の位置づけ、評価がなされていないという点である。室町幕府における、守護細川氏を全体として捉えた上での議論になっておらず、個別の守護分国でのあり方を検討したり、京兆家の「特殊な」あり方をのみ偏重する傾向が見られる。中世後期の社会構造を把握するために、支配秩序の変質の地域的偏差と、変質後の新たな支配秩序の形成を、どう整合的に理解するかが、今後問われなければならない課題であるといえよう。

これらの課題を考える際、①室町幕府内、守護分国の両方の具体的動向を同時に見ることができ環境、②守護、守護代、国人のほか、地域の諸権力の動向、③権力体の存在する地域の秩序編成、に注意しつつ検討を加える必要があると思われる。

第三章 地域秩序の展開と変質をめぐって

先の二章での整理・検討により、細川氏を主たる素材とすることで、中世後期における室町幕府―守護体制の段階と、その後社会体制の段階につながる社会構造を理解するための一定の視角が得られた。しかしこの視角は、地域秩序の展開と変質に果たした役割や機能を明らかにすることで具体化するものであると考える。そこで本章では、中世後期社会の権力構造を、室町幕府―守護体制研究や、細川氏権力研究とは異なる、地域支配秩序の展開と変質をめぐる研究を整理したうえ

で、①地域支配秩序の再編過程から、②社会支配構造の変質・再編過程から、見通しを提示することにする。

一、地域支配秩序に関する諸視角

本節で取り上げるのは、いずれも室町期から戦国期段階（一五世紀―一六世紀）における地域支配秩序を考えるうえで重要と思われる論点である。想定している視角は、室町幕府―守護体制を前提とした社会構造から、戦国期段階の社会構造への展開・変質である。この過程において検出される地域編成原理は、社会構造の変質を表す要因・結果として確認できるものである。

まず経済的要因からの重要な方法として、地域における経済的基盤に関する、鈴木敦子氏が提唱した「地域経済圏」論がある。鈴木氏はこの概念を流通経済構造論の立場から提示した。それは全体として京都に求心化する流通構造のなかに接合しつつも、各地域において完結的に形成される経済圏（地域経済圏）が存在するというものである。この地域経済圏とは、一定の領域（後背地）と港津・街道・市場などからなるものであった。また地域支配権力の支配の基盤としては、守護所など、守護権に関わる場や荘園諸職などを想定できる。このような経済圏に、守護職や荘官といった各地域における諸職・諸権力が存立する基盤を置いていたことを否定することはできない。これらに依存することで、諸勢力が地域権力化する可能性を内包していたとして評価すべきである。

次に「地域祭祀圏」論をあげることができる。これは特に国内を範圍として展開する宗教・祭祀施設を中心に広がる「祭祀圏」の存在と、その権力的利用を論じるものである。地域祭祀圏自体は、榎原雅治氏²⁸によって、村落祭祀の場が守護や国人などの地域編成の末端として機能するものとして概念化された。この理解は、さらに段銭賦課などを手段として、荘園公領に対する守護や国人の支配領域を拡大しようとする際、「祭祀圏」の賦課範圍が転用されると指摘した小川氏や筆者の指摘がある。こうした祭祀圏の領域は、宗教・祭祀施設それ自体が独自に領域化するものではないが、諸勢力による権力編成の過程や、祭祀圏の拡大を通じて、それまでの地域編成に変質を迫る可能性があったということは指摘できよう。

さて、こうした地域編成の問題に対して、「国郡制」の枠組みという古代以来の地域編成上の規制について論じたのが池上裕子氏²⁹である。池上氏は国郡の枠組みは地下にとって対立物ではなく、一揆や民衆も国郡制的枠組みからは自由ではないとしたうえで、戦国期の地域形成は、国郡という単位で総括しようと評価した。そして守護権力は、国郡の枠組みを背景とした国成敗権（具体的には郡が単位）を行使する権力であるという。こうした理解に対しては、戦国期に至って、旧来の国郡の枠組みを越えて形成される地域（認識）の出現、例えば「内郡」、「外郡」や「上郡」、「中郡」、「下郡」などを指摘することが出来る。これらの呼称は、流通の発達や国郡の枠を越えて成立する戦国大名領国の影響を受けていると考えられるが、実際にどこまで現実的な

領域をもった「郡」であったのかについては、よくわかっていないのが現状であり、当該期特有の地域編成を表すものとして、検討が必要である。また守護領が政治・経済・交通上の要地に存在することから、戦国期においても守護権の系譜を引く勢力の優位性が指摘されているが、当該期には守護権に由来しない勢力が出現してくることが指摘できる。それはそれまでの国内要地を基盤とせず、また国郡の枠組みにもとられない勢力であり、これが戦国期の大名権力へ転化する可能性も保持していた。このような勢力の出現については、地域秩序に対する権力編成という視角のみでは捉えきれず、むしろ自立化する地域社会の中から成立してくる方向性というものを想定した方がよいかもしれない³⁰。

当該期の地域秩序編成については、やはり制度的に守護権力の優位性が否定できないものの（特に守護が在国をするようになった応仁文明期以降）、川岡氏の言うように、守護の本国・分国の差、守護代や国人の動向、地域状況などにより差が生じると考えられるのである。

二、地域支配秩序についての見直し

前節での整理をうけて、室町期から戦国期の社会構造の変質・再編によってもたらされた地域支配秩序の変質・再編について、一定の見直しを示しておきたい。

まず社会における支配構造についてである。室町幕府―守護体制の成立は、將軍義満以降、各国守護が安定し、守護家が成立してくる

永期に求めることができる。その後嘉吉の乱によって「上意」が喪失すると、各守護の幕府への統合要素が失われる。この状態は守護在京制の喪失など、室町幕府―守護体制の維持システムの崩壊過程と並行し、將軍後継をめぐる争いから応仁文明の乱を招来する。乱がおこった結果、幕府―守護体制の構成者、すなわち將軍をはじめ、守護、守護代、国人などの諸勢力の分裂がもたらされた。こうした状況のなか、幕府―守護体制において、細川氏に代表される守護勢力の伸長と、それに対する幕府勢力の対抗がみられるようになる。これに一定の回答を出したのが、明応政変の結果確立した細川政元権力である。ここに至り、衆議治定を原則としていた室町幕府―守護体制は変質したと評価しうるのではないか。しかし、内部抗争によって政元が暗殺され、政元権力は崩壊する。この後、守護権力をはじめとする地域権力による領域支配が本格化すると考えられ、幕府を中心とした求心的構造が失われる。この段階においては幕府奉行人による奉書発給がなされるなど、室町幕府自体は存続しているものの、社会体制としての室町幕府―守護体制は崩壊したと考えられ、これ以後、戦国期の大名権力など、戦国期の領主権力が出現してくる段階を迎えるといえよう。

こうした社会構造の変質をうけて、地域支配秩序の変質をいかに評価することができるのであろうか。室町幕府―守護体制においては、守護が国ごと(郡ごと)に補任されることに象徴的に表現されているように、国郡制的な枠組みよる地域支配秩序が形成されていた。これが一五世紀と一六世紀の端境期ごろ、幕府権力の後退や、守護権力の

自立化などを通じて、国制としての幕府―守護体制は崩壊に向かう。在地する領主権力(戦国期領主)の出現も、幕府―守護体制の崩壊を加速するものである。こうした時期に前段階のような国郡制的枠組みは崩れ、さまざまな要因に淵源を持つ「圏」が成立してくと考えられる。この「圏」の成立が相互補完的に戦国期領主の「領」に転化していくと推定できる。その後、戦国期がさらに進行した段階においては、大名権力の出現・成立によって、新たな領域・地域支配の秩序、すなわち戦国大名等による領国化がもたらされると考えられるのである。

おわりに

以下、縷々延べてきた点を簡単に整理し、今後の課題と論点についてまとめておきたい。

すでに戦国期社会を理解するために提起されている、一五世紀中葉における室町幕府―守護体制の制度的変質上の画期、一六世紀中葉における戦国期権力確立上の画期とは別に、一五・一六世紀の端境期に、室町幕府―守護体制から戦国期権力に代表される段階への社会構造上の実質的な転換点、画期を設けるべきであると考ええる。本稿での整理からすれば、明応期から永正期、室町幕府―守護体制下において細川政元が一定の権力を掌握した時期に、室町幕府―守護体制の変質と、その後の崩壊へ準備がなされていたとあらためて理解したい。

この政元段階の評価については、細川氏権力の専制性を強調する今谷氏に対し、將軍権力の相対的独自性を唱える設楽薫氏、山田康弘氏、末柄豊氏の「専制」の評価に対する批判などが出されている。一方で幕府―守護体制そのものの評価については、幕府・守護による編成という視角から、川岡氏によってなされた一五世紀段階までの支配論理の整理が現在の水準である。しかし、これらのいずれにも欠けている論点は、一五世紀から一六世紀、特に一六世紀以降にかけて室町幕府―守護体制という国制が、社会構造上果たした役割・機能や、その構造の変質と展開を、守護権力を核として検討する、ということではないだろうか。

明応期以降における権力的転回については、政元権力そのものの検討や、幕府勢力の対抗といった視角からの検討がすでになされている。しかし今必要なのは、室町幕府―守護体制の変質という権力的転回の追求から、室町期までの権力論（室町幕府―守護体制）と、戦国期の権力論（とりあえず戦国期大名権力に代表^⑩）とを接合させることであると考える。

守護である細川氏権力を素材として扱うことによって、「中央」と「地方」、「上から」と「下から」といった視角を統合し、当該期の社会構造の変質を、地域権力の展開と変質から捉え直す意味が生じてくると考えられる。細川氏は、幕府権力の求心性と、各分国における自立性という相反する当該期の社会構造を体現した存在である。現在幕府―守護体制の構造変化について、幕府権力、將軍権力の研究が進ん

でいる。しかし、幕府―守護体制という社会構造を支えたもう一方の主役である守護権力を正面に据え、社会構造の変質を見通すという研究は、実はあまり進んでいない。「戦国期守護論」など、幕府―守護体制という体制の評価を越えて、守護という役割の機能のみが一人歩きしている現在、あらためて社会体制としての室町幕府―守護体制における守護―特に細川氏権力を対象とした―に視点を置いて再検討する必要があるのではないだろうか。

【註】

- (1) 伊藤俊一「中世後期における「地域」の形成と「守護領国」」(『歴史学研究』六七四、一九九五)。
- (2) 石母田正「中世的世界の形成」(伊藤書店、一九四六)。
- (3) 佐藤進一「室町幕府論」(『岩波講座日本歴史』七、一九六三)。
- (4) 黒川直則「守護領国制と荘園体制―國人領主制の確立過程―」(『日本史研究』五七、一九六二)。
- (5) 永原慶二「守護領国制の展開」(『社会経済史学』一七四、一九五二)。
- (6) 田沼睦「室町幕府・守護・國人」(『岩波講座日本歴史』七、一九七〇)。
- (7) 今谷明「守護領国支配機構の研究」(法政大学出版局、一九八六)。
- (8) 今谷明「後期室町幕府の権力構造―特にその専制化について―」(『日本史研究会史料研究部会編「中世日本の歴史像」創元社、一九七八)。
- (9) 今岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」(『日本史研究』二七八、一九八五)。
- (10) 家永遵嗣「將軍権力と大名との関係を見る視点」(『歴史評論』五七二、一

九九七。

- (11) 百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」(『岩波講座日本歴史』七、一九七七)。
- (12) 設楽薫「足利義尚政権考」(『史学雑誌』九六―七、一九八五)、「將軍足利義材の政務決裁」(『史学雑誌』九八―二、一九八七)、「將軍足利義材の没落と將軍直臣団」(『日本史研究』三〇―一、一九八七)、「政所内談記録」の研究―室町幕府「政所沙汰」における評議体制の変化について―(『年報中世史研究』一六、一九九二)、「將軍足利義教の『御前沙汰』体制と管領」(『年報中世史研究』一八、一九九三)、「將軍足利義晴の政務決裁と『内談衆』」(『年報中世史研究』二〇、一九九五)など。小泉義博「室町幕府奉行人奉書の宛所」(『日本史研究』一六六、一九七六)、鳥居和之「応仁・文明の乱後の室町幕府」(『史学雑誌』九六―二、一九八七)、山田康弘「戦国期室町幕府と將軍」(吉川弘文館、二〇〇〇)。
- (13) 石田晴男「室町幕府・守護・国人体制と『揆』」(『歴史学研究』五八六、一九八八)。
- (14) 設楽薫前掲注(12)論文。
- (15) 家永前掲注(11)論文。
- (16) 川岡勉「室町幕府―守護体制の変質と地域権力」(『日本史研究』四六四、二〇〇一)、のち同氏「室町幕府と守護権力」(吉川弘文館、二〇〇二)所収。川岡氏の意図するところは本書所収の論文で確認出来る。
- (17) 小川信「足利一門守護発展史の研究」(吉川弘文館、一九八〇)。
- (18) 今谷前掲注(8)論文。
- (19) 横尾国和「摂津守護代長塩氏の動向と性格」(『史学研究集録』五、一九八〇)、「明応の政変と細川氏内衆上原元秀」(『日本歴史』四二七、一九八三)、「摂津守護代薬師寺氏の動向と性格」(『國學院大學大学院紀要』二二)、「細川氏内衆安富氏の動向と性格」(『國學院雑誌』八九―一、一九八七)、「細川氏内衆安富氏の動向と性格」(『國史学』一一八、一九九二)、「細川政元政権評定衆と秋庭氏」(米原正義先生古希記念論集『戦国織豊期の政治と文化』)。
- (20) 末柄豊「細川氏同族連合体制の解体と畿内領国化」(石井進氏編『中世の法と政治』(吉川弘文館、一九九二))。
- (21) 岡田謙一「室町後期の和泉下守護細川民部大輔基経」(『日本歴史』五六六、一九九五)、「桃源院殿春臺常繁小考―和泉下守護細川氏の法名を手がかりに―」(『ヒストリア』一六七、一九九九)、「細川高国派の和泉守護について」(『ヒストリア』一八二、二〇〇二)。
- (22) 山下知之「細川氏同族連合体制についての一考察」(『鳴門史学』一四、二〇〇〇)、「阿波守護細川氏の動向と守護権力」(『四国中世史研究』一六、二〇〇一)。
- (23) 拙稿「中世後期の地域支配と守護権力」(『ヒストリア』一六二、二〇〇〇)。
- (24) 鈴木敦子「中世後期における地域経済圏の構造」(『歴史学研究』別冊特集「世界史における地域と民衆(統)」一九八〇)。
- (25) 榎原雅治「中世後期の地域社会と村落祭祀」(『歴史学研究』六三八、一九九二)。
- (26) 池上裕子「中世後期の国郡と地域」(『歴史評論』五九九、二〇〇〇)。
- (27) こうした理解は、いわゆる地域社会論が提唱する、「下から」形成されてくる社会構造論に添うものであるが、室町幕府―守護体制の変質・崩壊過程と、戦国期大名権力の成立過程が同時に展開する地域構造のなかで、幕府―守護体制の制度的側面に必ずしも規制されず台頭してくる勢力をどの

ように捉えるかについて、さらに検討を加える必要がある。

- (28) ここでいう「圏」とは、さきにまとめた地域経済圏、地域祭祀圏などを基盤としながら成立する、一定の領域を想定しているが、基本的には筆者が国郡制から大名領国制への過渡期に現れる現象を概念規定しようと試みたものである。具体的には数郡規模、もしくは半国程度であり、史料上「内郡」「外郡」などと表記されるものがそれに当たりうると現在のところ考えている。ただし、何が内で何が外か（もしくは上か、中か、下か）といった疑問に対する回答も含めて、具体的な検討はこれから行う必要がある。
- (29) 矢田俊文氏は、「戦国期守護」を論じるなかで、こうした領主の支配領域を「領」と評価している。同氏「戦国期甲斐国の権力構造」『日本史研究』二〇一、一九七九。

- (30) 室町幕府―守護体制の変質・崩壊以後の戦国期日本社会は、大名領国と畿内権力という異なる論理で存立する社会構造を想定する必要があると考える。